（別紙）

請求内訳書

（２）録画の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 録画の種類 | 録画単価  （Ａ） | 録画基準  限度額  （Ｂ） | 複製数 | 複製金額  （Ｃ） | 複製基準  限度額  （Ｄ） | 請求金額 | | | 備 考 |
| 録画に要  した金額  （Ｅ） | 複製に要  した金額  （Ｆ） | 計  (E)+(F)=(G) |
|  | 円 | 円  2,873,000 |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  | 円 | 円 | 円 |  |

備考

１ 「録画の種類」欄には、録音・録画証明書の「録音・録画の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。

２ （Ｄ）欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。

３ （Ｅ）欄には、（Ａ）欄と（Ｂ）欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

４ （Ｆ）欄には、（Ｃ）欄と（Ｄ）欄とを比較して少ない方の額を記載してください。